



# 国民健康保険 保険税改正のお知らせ

閩市民環境課  
TEL22-6827  
☎9922

## 令和8年度国民健康保険税

### ①子ども・子育て支援金が開始されました

令和8年4月分から、各医療保険の医療保険料(税)と合わせて「子ども・子育て支援金」が徴収されています。これに伴い国民健康保険税の保険税率(額)を次のとおり改正します。

一世帯における各年度の保険税は次のA～Dの項目ごとに分けて計算後、合算した額となります。

	A：医療給付費分	B：後期高齢者支援金分	C：介護納付金分(40歳以上65歳未満)	D：子ども・子育て支援金分
所得割※1	所得×7.85%	所得×2.84%	所得×2.09%	所得×0.31%
均等割(個人毎)	人数×31,500円	人数×10,800円	人数×12,200円	18歳以上は1,390円※3
平等割(世帯毎)	22,100円	7,100円	4,800円	900円
賦課限度額	67万円(66万円)※2	26万円	17万円	3万円

※1 所得とは世帯の被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 〈〉内は、令和7年度の参考です。

※3 18歳になる年度末までの人の子ども・子育て支援金分の均等割(1,300円)は10割軽減されます。

### ②低所得者世帯に対する軽減の計算式が変更となりました(申請不要)

前年(令和7年中)の所得が基準額以下の世帯の保険税は、均等割と平等割が軽減されます。令和8年4月1日現在の世帯状況で判定します。

軽減割合	基準額(同じ世帯の国保加入者と世帯主の総所得金額等の合計)
7割	43万円+10万円×(給与・年金所得者の人数-1)以下
5割	43万円+31万円(30.5万円)※×(給与・年金所得者の人数-1)以下
2割	43万円+57万円(56万円)×(給与・年金所得者の人数-1)以下

※〈〉内は、令和7年度の参考です。

## 国民健康保険資格確認書などの更新

現在の資格確認書などの有効期限が7月31日で終了する人には、8月1日から使用する新しい資格確認書などを、マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)の保有状況などに応じて、次のとおり交付します。

#### ●マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」を世帯主宛に普通郵便で交付します。ただし、令和6年12月2日以降に有効期限の記載の無い「資格情報のお知らせ」を交付した人には、新たに交付しません。

#### ●マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」を世帯主宛に簡易書留郵便で交付します。新しい資格確認書が届いたら、有効期限切れの資格確認書は8月1日以降に細断するなどして破棄してください。

### — 子ども・子育て支援金制度に関するコールセンター —

閩厚生労働省コールセンター TEL0120-617-111(7月～令和9年3月、日・祝除く9時～18時)

閩子ども・子育て支援納付金コールセンター(こども家庭庁) TEL0120-303-272(日・祝除く9時～18時)

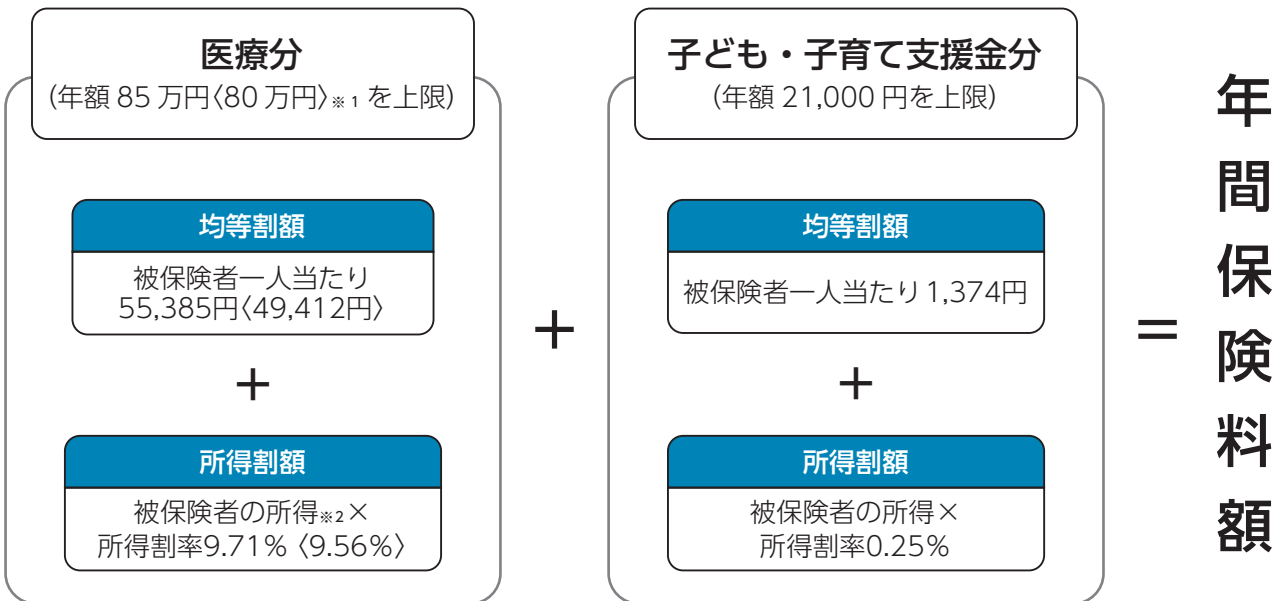


# 後期高齢者医療制度保険料と 資格確認書など交付のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と一定の障がいがある65歳以上の人が、安心して医療が受けられるように県内の全市町村で組織された広域連合が運営する医療保険制度です。

## 令和8年度保険料額

保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計です。子ども・子育て支援金制度が開始されたことに伴い、令和8年度以降の保険料額は医療分と子ども・子育て支援金分の合計額となります。



※1 〈 〉内は、令和7年度の参考です。

※2 被保険者の所得 = 総所得金額等 - 43万円 (基礎控除額)

## 後期高齢者医療資格情報のお知らせ・資格確認書の送付



資格情報のお知らせイメージ



資格確認書イメージ

- ・マイナ保険証利用登録のある84歳以下の人には、後期高齢者医療の資格情報のお知らせを交付します。受診などの際は、マイナ保険証を使用してください。
- ・資格情報のお知らせ交付者以外の人には、後期高齢者医療資格確認書を簡易書留郵便で交付します。資格確認書は抹茶色(薄い緑色)です。新しい資格確認書が届いたら、有効期限切れの資格確認書は8月1日以降に細断するなどして破棄してください。

### — 後期高齢者医療制度に関するコールセンター —

資格情報のお知らせ、資格確認書、子ども・子育て支援金を含む保険料に関すること  
 岡岐卓県後期高齢者医療広域連合 TEL0570-051-502 (7月1日(水)～8月31日(月) 平日9時～17時)